

		定義・一般的な適用対象等	温暖化対策への適用		その他留意点 等
			適用が期待される対策	適用が困難な対策 等	
規制的手法	直接規制	<p>【手法】法令に基づき、具体的行為を特定した上で、これを禁止したり、制限する手法。</p> <p>【適用対象】機器・設備や施設の製造時等、規制基準が守られているかどうか検証可能な段階で適用することが適当であり、温暖化対策では、機器・設備や施設単位の省エネ性能を高める対策を中心に活用。</p>	<p>○機器単位の対策 例)自動車の単体対策(燃費規制、大型トラックに対する速度抑制装置の装備義務付け)、燃料規制、家電製品のトップランナー規制</p> <p>○住宅対策のうち、新築住宅に対する省エネ性能規制</p> <p>○ORPS法に基づく電力事業者に対する新エネルギー導入(または、新エネルギーによる電気相当量の取得)の義務付け(新エネルギー発電の需要・市場形成という面も有する。)</p>	<p>○当該技術が初期需要の創出段階にあり、普及に向けコストの低減が課題となっているもの 例)次世代コークス炉、高性能工業炉、高性能ボイラー、クリーンエネルギー自動車、高効率給湯器、高効率照明、高効率空調機</p> <p>○構造、用途等が多様である、又は製造者が限られている、特殊な用途に使用される、市場での使用割合が小さい等から、目標基準を定めること自体が困難である場合 例)航空機や船舶に対する燃費規制</p> <p>○住宅対策のうち、既存住宅に対する省エネ性能規制</p>	<p>○個々の規制対象の削減費用は平準化されず、生産性の低い企業が過大に生産し、生産性の高い企業が過小に生産する可能性があり、その場合、社会全体として非効率となるおそれがある。</p> <p>○規制対象については、確実かつ迅速な効果が期待できるが、規制基準を満たせば、一般にそれ以上の対策は行われぬ。</p> <p>○企業・事業場や施設・製品等については、厳しい規制が行われる場合には、経済への影響が生じるおそれがある。</p>
	枠組規制	<p>【手法】直接的に具体的行為の義務付けを行わず、目標を提示してその達成を義務付け、あるいは一定の手順や手続を義務付ける手法</p> <p>【適用対象】規制を受ける者の創意工夫を活かしながら、効果的に予防的あるいは先行的な措置を行い得るもので、直ちに直接規制的手法を用いることができない場合を中心に活用。</p>	<p>○工場等主体単位の取組 例)省エネ法に基づく工場対策、運輸事業者に対する計画の策定義務付け</p>	<p>○家庭や中小事業者など多数の小規模な発生源は、規制基準が守られているかどうかの検証が困難という点で、なじまない。</p>	
経済的手法	補助金・租税特別措置	<p>【手法】温室効果ガスの排出抑制のための機器の導入・普及や施設整備などを効果的に推進する目的で経済的な助成を行うことにより、企業、自治体、家計など各主体の行動を誘導する手法。</p> <p>【適用対象】規制措置に対する激変緩和措置や対策の初期需要の創出などの過渡的期間中に必要となる助成、研究開発のための助成、適切な再分配型の課徴金システムと組み合わせられた助成 等</p>	<p>○機器単位の対策 例)省エネ設備等の導入のための各種補助金(次世代コークス炉、高性能工業炉、高性能ボイラー、エコドライブ診断装置、高効率給湯器、高効率空調機 等)、エネルギー需給構造改革投資促進税制、自動車グリーン税制、省エネ住宅に対する低利融資、研究開発のための助成</p>	<p>○削減量に応じて経済的支援を行うことは、機器・施設に着目して支援を行う従来の考え方とのへだたりがあり、今後の検討課題。</p>	<p>○助成を受ける者の経済的な状況や財政支出が最終的には国民の負担となることを踏まえるとともに、国際貿易、国際投資に重大な歪みを与えることとならないよう、汚染者負担の原則を踏まえ、必要かつ適正な措置を活用することが必要。</p> <p>○補助対象を施設類型等で特定する従来型の助成措置では、限られた対象のみしか促進することができない。また、補助金の配分には多大な行政コストがかかる。</p>
		公共的施設の整備等	<p>【手法】環境への負荷の少ない経済社会の構築を図るため、広範な社会資本の整備等の事業を進めるもの。</p>	<p>○経済社会構造や都市構造などの転換対策 例)省CO2型の都市デザイン 地域冷暖房システム、自転車道の整備、信号機の集中制御化、交通安全施設の整備 等</p>	
	環境税	<p>【手法】温室効果ガスの排出又は化石燃料の消費に対して税又は課徴金を課し、化石燃料を政策的に割高にすることにより、価格効果とアナウンスメント効果を通じて削減する手法。</p> <p>【適用対象】機器・設備・施設・燃料等の選択に際して、化石燃料の価格が重要な要因となる対策に活用。多種多様な発生源に対して幅広い排出抑制効果を確保することが可能。</p>	<p>○機器・設備・施設・燃料等の選択に際し、化石燃料の価格が重要な要因となっている対策</p>	<p>○機器の導入等の対策が経済的要因以外の要因で進まない場合には、効果なし。</p> <p>○課徴金の場合や下流課税とする場合には、新たな徴収体制の整備が必要となり、多大な行政コストがかかる。</p>	<p>○エネルギー負担割合が大きい者に対する経済的影響が生じるおそれがある。</p> <p>○環境教育・普及啓発の効果については、環境税の価格効果・アナウンスメント効果によって、取組の促進が期待できる。</p> <p>※環境税の効果のうち、財源効果については、補助金・租税特別措置の欄を参照のこと。</p>
	国内排出量取引制度	<p>【手法】温室効果ガスの発生源に排出枠を設定し、各参加主体に排出量の取引を認めるもの。</p> <p>【適用対象】個別主体毎の排出量を行政が把握する必要があることから、大企業・業界等、ある程度数の限られた、ある程度の規模の主体に適用。</p>	<p>○主体単位の取組 例)自主参加型排出量取引制度</p>	<p>○家庭や中小事業者など多数の小規模な発生源を対象とすることは、個別主体ごとの排出量の把握や排出枠の配分に多大な行政コストを要することから、現実的ではない。</p>	
市場メカニズムを活用した環境に優しい財・サービスの普及促進	<p>【手法例】環境に優しい財・サービスの普及促進のため、それらの利用、購入を義務付けるが、同時ににその取引を認め、価格は市場メカニズムに委ねる。</p>	<p>○ORPS法に基づく電力事業者に対する新エネルギー導入(または、新エネルギーによる電気相当量の取得)を義務付け、新エネルギー発電の需要・市場形成をする。</p>			

<p>自主的取組の促進</p>	<p>【手法】事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施する自主的な環境保全のための取組を促進する手法</p> <p>【適用対象】各業界・企業の自主性や創意工夫を引き出すきめ細かい取組を活かしながら、効果的に予防的あるいは先行的な措置を行い得るもので、大企業を対象とするものを中心に活用。</p>	<p>○主体単位の対策 例) 自主行動計画の着実な実施とフォローアップ、グリーン経営認証制度の普及</p>	<p>○家庭や中小事業者など不特定多数による自主的取組については、評価の実施・公表等によりフォローアップを行うことが困難であり、定量的な削減効果を見込む政策として位置づけることにはなじまない。</p>	<p>○政策(行政)の立場から必要と考えられる目標が設定されるとは限らない。</p>
<p>情報的手法</p>	<p>【手法】消費者、投資家をはじめとする様々な利害関係者が、環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品等を評価して選択できるよう、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報の開示と提供を進めることにより、各主体の環境に配慮した行動を促進しようとする手法。</p> <p>【適用対象】対象が不特定多数であり、規制や経済的措置の適用が困難な場合や規制水準を上回る環境への負荷の低減が求められる場合に(補足的に)活用、もしくは、自主的取組・規制措置・経済的手法による効果をより確実にするために後押しする場合に適用。</p>	<p>○機器単位の対策(特に家庭などの不特定多数が用いる機器対策) 例1) メーカーに対して消費者への情報提供の義務付け: 自動車に係る燃費性能に関する公表や車体表示(燃費識別ステッカー)、電気製品の省エネ性能、高効率給湯器、高効率照明、省エネ型冷蔵・冷凍機 等 例2) 販売事業者に対して消費者への情報提供の義務付け: 高効率空調機等の省エネ機器の普及に向けた家電の販売事業者等による表示</p> <p>○施設単位の対策 例) 建築物・住宅の省エネ性能の表示</p> <p>○主体単位の対策 例) 事業者からの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度</p>	<p>○家庭や中小事業者など多数の小規模な発生源を対象とすることは困難。</p>	<p>○取組の促進効果を定量的に評価することは、一般的には困難。</p> <p>○個人や企業のコスト意識に働きかけられれば、エネルギー消費の節約によってさらなる効果が見込める。</p>
<p>環境教育・普及啓発</p>	<p>【手法】国民の意識の改革を図り、ライフスタイルやワークスタイルを変更し、個人として個々の家庭に温暖化対策の実行を促す手法。</p>	<p>○主体単位の対策・機器単位の対策のいずれにも適用可能</p>	<p>○消費者への環境教育・普及啓発の促進により、企業等における温暖化対策への取組が社会的に評価されるようになるため、企業等の取組が進むことが考えられる。その一方、コスト増に結びつくような取組への着手は期待しにくい。</p>	<p>○普及啓発等の効果は、受け手側の環境意識のレベルに依存しており、意識の高い者から逐次拡大していくものであって、取組の促進効果や削減量を確実に見込むことは、一般的には困難。</p>
<p>京都メカニズム</p>	<p>【手法】京都議定書で設けられた国別の約束の達成のために、他国における排出削減量及び他国の割当量(クレジット)の活用を認める措置。</p>	<p>○政府による活用 例)・CDM/JI事業への設備補助を行い、補助額に応じ政府がクレジットを取得。 ・日本政府専用のクレジット調達基金の設置など、政府によるクレジット調達制度。</p>	<p>○京都議定書において、京都メカニズムの活用は、国内対策に対して「補足的」とされている。</p>	<p>○CDM/JIプロジェクトについては既に国際的な争奪戦が繰り広げられている。我が国は、欧州諸国に比べクレジット調達制度の導入に立ち後れている。後年度になるほど取得可能なクレジット量が減るとともに、取得価格も高くなるおそれがある。</p> <p>○ホットエア以外のクレジット(CDM/JI等によるクレジット)には限りがあり、従って日本政府が現実的に取得できるクレジット量にも限りがある。</p>